

誓 約 書

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）支援金交付要綱（以下、「要綱」という。）の規定に基づく決定に対し、異議は一切申し立てません。
- 2 圏域区分（要綱別表 1）の内容を理解し、利用者に対し、圏域区分の対象エリア内での利用であるか確認します。
- 3 「北海道スタイル」構築に向けた取組及び「新しい旅のスタイル」における取組（要綱別表 2）を実施し、十分な新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）対策を行い、業界団体等が作成する各業種のガイドラインを遵守します。
- 4 感染症対策の観点から、チェックイン、チェックアウト、食事、入浴時等における混雑緩和の工夫等を行います。
- 5 自己又は自社の役員等が観光協会要綱第 5 条第 2 号のア～キのいずれにも該当するものではなく、同条第 2 号のイ～キに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 6 要綱第 3 条第 6 項第 2 号のとおり、道が外出や往来の自粛要請等により、本事業の一時停止等を決定した場合における当該施設、地域、期間の商品及びその地域の道民の利用に係るキャンセル料を道及び事務局、商品の購入者には求めません。
- 7 要綱に定められた提出書類は遅延なく提出し、道または事務局が行う調査に協力します。
- 8 道または事務局が行う立ち入り検査に協力します。
- 9 利用者が旅行中に濃厚接触者であることが分かった場合、直ちに北海道経済部観光局（電話番号 011-206-6896）へ報告するほか、保健所の指示に従います。
- 10 利用者が旅行後に感染症の陽性が判明した場合、直ちに北海道経済部観光局（電話番号 011-206-6896）へ報告します。
- 11 保健所が行う積極的な疫学調査へ全面的に協力します。
- 12 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 13 事業の実施にあたって、道または事務局の決定に従わない決定を取り消すこととなっても、異議は一切申し立てません。

様式 1 号と同じ内容で
記入してください。

申請者名称
代表者役職
代表者氏名

印

必ず押印が必要です。様式 1 号と同じ
印鑑を押印してください。今後の書類
も同じ印鑑を使用してください。